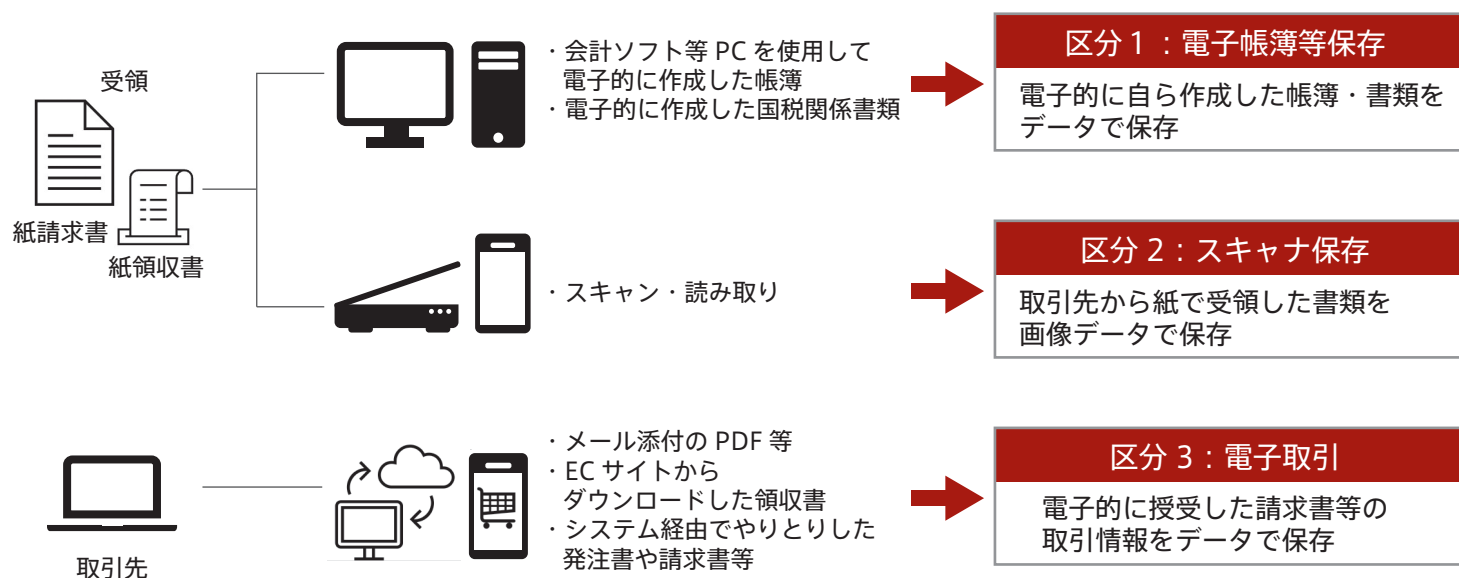


改正電帳法への対応

1998 年（平成 10 年）の制定後、市場の変化に合わせて改正を繰り返してきた電子帳簿保存法（電帳法）。2023 年（令和 5 年）3 月に公布の電子帳簿保存法施行規則に基づいた最新の改正電帳法への対応が求められています。

電子帳簿保存法（電帳法）とは？

通称「電帳法」とも呼ばれる「電子帳簿保存法」は、従来、紙での保存を義務付けられていた国税関係帳簿書類を電子データで保存する際の要件を定めた法律です。紙のレシート・領収証等の証憑書類も、スマホやスキャナーでスキャン保存することで、紙の書類の保存に代えてデータでの保存が可能。また電子取引を行った際の書類の保存は、これまで印刷し紙で保存することが認められていましたが、原則として電子データで保存することが義務となります。



それぞれの区分の要件に従った保存が必要です

詳しくは裏面へ→

スキャナ保存要件の一例

・ 7 年間（欠損事業年度の場合は 10 年間）保存が必要

入力機器：

- ・ 入力機器の解像度は 200dpi 以上
- ・ カメラは 387 万画素以上
- ・ カラー画像（※一般書類は白黒 256 階調）など

スキャナ保存システム：

- ・ 訂正および削除データの履歴保存
- ・ 検索機能の確保（日付・金額・取引先）など…

電子取引データの保存要件の一例

・ 7 年間（欠損事業年度の場合は 10 年間）保存が必要

・ 以下のいずれかの措置をおこなうこと：

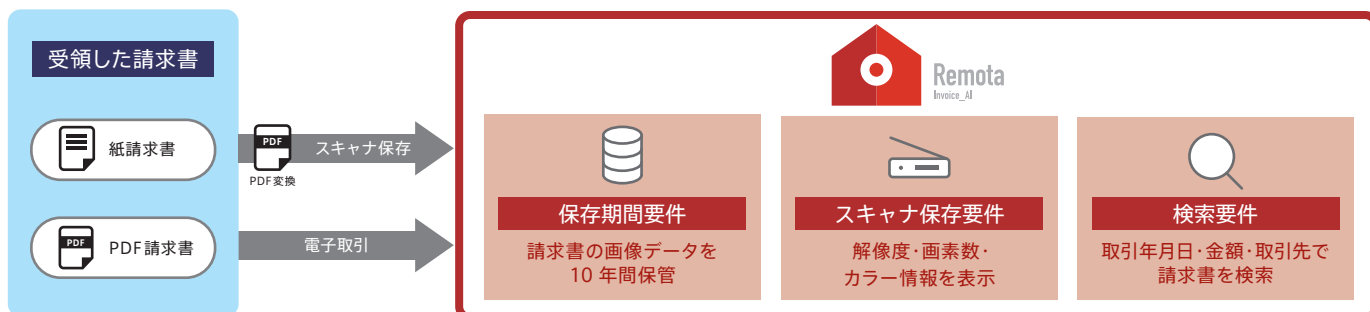
- ①送信者側でタイムスタンプ付与・送受信者側で検証機能が必要
- ②データの授受後 67 日以内にタイムスタンプを付与
- ③訂正削除不可（又は訂正削除履歴保存）なシステムでデータを授受及び保存すること
- ④正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を備付け・運用すること など…

改正電帳法への対応は、

ファーストアカウンティングのソリューションにお任せください

Remota電子帳簿保存法対応について

Remotaにより電子帳簿保存法の要件に沿った請求書の保存が可能となります。



保存期間要件

- ・請求書の画像データを10年間保管することができます。

保存要件

- ・保存要件の確認のため、Remotaの請求書／詳細画面のInformationパネルに以下の情報を表示します。
保存形式（スキャン保存 or 電子保存）、解像度（dpi）、画素数（万画素）、カラー情報（カラー or 白黒）

検索要件

- ・取引年月日、金額、取引先（発行元）、ステータスによる検索が可能となります。
・請求書検索結果の一覧表示はソートすることができます。

請求書検索画面イメージ

検索項目

- ・取引年月日：期間指定が可能
- ・取引金額：上限と下限を指定可能
- ・取引先：部分一致
- ・ステータス



検索条件

- ・複数の検索項目を and 条件で検索
- ・値がないことを条件にして検索
- ・前回入力した検索条件を保持しない



請求書検索画面のイメージ。検索条件として「期間」（YYYY/MM/DD ~ YYYY/MM/DD）、「金額・通貨単位」（～ JPY）、「発行元」が設定されています。ステータスには「未確認」「確認済み」「出力済み」「出力エラー」「出力不要」があり、それぞれチェックボックスで選択可能です。右下には「キャンセル」と「検索」のボタンがあります。



<併せて読みたい> SKJ 総合税理士事務所所長・税理士 袖山 喜久造先生監修
令和5年度税制改正大綱から読み取る 電子帳簿保存法とインボイス制度への対応のポイント



ファーストアカウンティング株式会社

設立：2016年6月

住所：〒105-0013

東京都港区浜松町1-6-15 VORT 浜松町13階

代表者：代表取締役社長 森 啓太郎

従業員数：92名（2023年7月末現在）

主要業務内容：会計分野に特化したAIソリューション事業（経理AI事業）

<https://www.fastaccounting.jp/>

